

## (お願い)

### 高齢者日常生活用具購入費助成金を申請する方へ

下記のことを提出してください。

#### 《申請時》

##### 1 申請書

高齢福祉課又は各支所の窓口で用紙をお受け取りください。

##### 2 見積書

器具の取扱店で作成をお願いし、申請書と一緒に提出してください。

**『審査・決定後、決定通知書を送付しますので、決定通知書が届いてから工事を依頼してください。』** ※決定前に着工した場合は、助成の対象になりません。

#### 《工事完了後》

##### 1 新発田市高齢者日常生活用具購入費助成金請求書兼受領委任書

用紙を決定通知書と一緒に市から送付しますので、工事が完了したら記入し、提出してください。(委任欄・受任欄・口座番号を記入の上)

##### 2 器具の取扱店の請求書

用具の設置に係る請求書を器具の取扱店から受け取り、提出してください。  
(市宛の請求書ではありません。)

##### 3 工事完了写真

工事が完了したら、設置状況がわかる写真を撮り、別紙、用紙に写真を貼付し、氏名等を記入の上、提出してください。

用紙は決定通知書と一緒に市から送付します。

(お問合せ先)

新発田市 高齢福祉課 高齢福祉係

直通電話:0254-28-9200

FAX:0254-21-1091